

所得税の確定申告・住民税の申告相談が始まります



令和元年（平成31年）分の所得税の確定申告および令和2年度住民税（町民税・県民税）の申告相談が令和2年2月17日（月）から始まります。

申告期限は令和2年3月16日（月）です。

次ページの「申告相談の際 お持ちいただくもの」をご確認いただき、以下の日程で申告をお願いします。当日は時間に余裕をもってお出かけください。

【町での申告相談・税理士による無料確定申告相談 会場：町庁舎4階 講堂】

内 容	日 程（土曜日・日曜日・祝日を除く）	時 間
町職員による確定申告 ・住民税申告相談	令和2年2月17日（月）～3月16日（月） （還付申告のみ2月13日（木）から受け付けます）	午前の部：9時～正午 午後の部：1時～4時
税理士による 無料確定申告相談	令和2年2月17日（月）～2月28日（金）	午前の部：9時～正午 午後の部：1時～3時

注意

次の方は町での申告相談・税理士による無料確定申告相談ではお受けすることができません。諏訪税務署で申告いただくか、税理士に個別にご相談ください。

- ◆住宅借入金等特別控除を初めて受ける方 ◆資産の売却や交換をした方（譲渡所得のある方）
- ◆営業所得、農業所得、不動産所得及び雑所得を有する方のうち所得金額が300万円超の方
- ◆青色申告の方 ◆税理士または税理士法人が関与している法人の役員の方
- ◆退職所得の申告をされる方 ◆所得税、町民税・県民税以外の申告（贈与税、消費税）をされる方

◆確定申告、町民税・県民税の申告が必要な方◆

【所得税の確定申告が必要な方】

次のいずれかに該当する方は、確定申告が必要です。

- ①給与所得のある方で、次のいずれかの項目にあてはまる方
 - ・給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - ・給与を1か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の各種所得金額（事業所得、不動産所得、雑所得など）の合計額が20万円を超える方
 - ・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える方
- ②公的年金を受け取っている方で、次のいずれかにあてはまる方
 - ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得の合計額が20万円を超える方
 - ・公的年金等の収入金額が400万円を超える方で、所得金額から控除額を差し引くと残額がある方
- ③①～②以外の方で、所得金額から控除額を差し引くと残額があり、納める所得税額が出る方



上記のほか、次のいずれかにあてはまる方も確定申告が必要ですが、役場の申告会場ではお受けできません。税務署で申告をお願いします。

- ・退職金を受け取った方で、外国企業からの退職金など、源泉徴収されないものがあった方
- ・株式の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方など

【所得税の確定申告をすれば税金が戻る方（還付申告）】

次のいずれかにあてはまる方などで、源泉徴収された所得税や予定納税をした所得税が納めすぎとなっている場合には、確定申告をすることで所得税が還付されます。

- ①総合課税の配当所得や原稿料などがある方
- ②雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けられることができる方
- ③給与所得者で、年の途中で退職したあと就職しなかった方（年末調整を受けていない方）



上記のほか、退職所得がある方で次のいずれかに該当する方も還付を受けられる場合がありますが、役場の申告会場ではお受けできません。税務署で申告をお願いします。

- ・退職所得を除く各種所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる方
- ・「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために20.42%の税率で源泉徴収され、所得税が納めすぎとなっている方

【町民税・県民税の申告が必要な方】

令和2年1月1日現在下諏訪町にお住まいの方のうち、所得税の確定申告をしない方で、次のいずれかに該当する方

- ①給与収入のある方で、給与以外の所得がある方
- ②公的年金等受給者で、年金以外の所得（シルバー人材センター配分金、個人年金、生命保険等の一時金など）がある方
- ③医療費控除や生命保険料控除などの各種控除を受ける方
- ④収入がなく、同一世帯の親族の扶養になっていない方で、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者、児童扶養手当の受給者、県営住宅入居者など、所得証明が必要となる見込みのある方
- ⑤上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、町民税・県民税において所得税と異なる課税方式を選択される方

◆申告相談の際 お持ちいただくもの◆

◇印鑑（認印）

◇所得の証明となる書類

- （例）・給与、公的年金等の源泉徴収票（複数箇所から支払を受けている場合はすべての源泉徴収票）
 ・個人年金の支払証明書・配当所得の計算書・シルバー人材センターの配分金支払証明書
 ・収支内訳書（営業、農業、不動産所得のある方）

◇控除の証明となる書類

- （例）・生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書・国民年金保険料の控除証明書
 ・医療費控除の明細書（医療を受けた方ごと、病院ごとに集計し明細書に記入してください。）
 ・寄付金の受領証
 ・障害者手帳など

ふるさと納税をされた方は必ずお持ちください！

◇預金通帳（所得税が還付される場合に必要となります。）

◇前回提出した申告書の控え、収支内訳書の控え

◇マイナンバーカード（個人番号カード）の表面と裏面のコピー

※マイナンバーカードをお持ちでない方は

「①マイナンバー確認書類」のコピーと「②身元確認書類」のコピーをご用意ください。

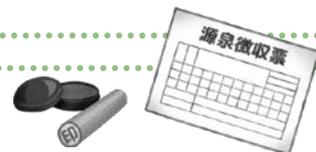
①マイナンバー確認書類

- マイナンバー通知カード
- マイナンバーを記載した住民票のうちいずれか1つ

+

②身元確認書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ



■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111（内線231・232・233）

諏訪税務署より確定申告のお知らせ

- ◇国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅等でパソコン・スマホから確定申告書を作成できますので、e-Taxで送信・書面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。
- ◇「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、自宅等で「確定申告書等作成コーナー」にて確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができますので、是非ご利用ください。
- ◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。【会場：諏訪税務署 1階】

内 容	日 程	時 間
所得税 個人消費税 贈与税の 確定申告	令和2年2月17日（月）～3月16日（月） （申告会場開設前は相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。）	相談受付：午前8時30分～午後4時 （なるべく午後3時頃までにお越しください。） 相談開始：午前9時～ （申告書の提出：午後5時まで）

※駐車場が狭いため、臨時駐車場（清水町野球場）をご利用ください。

◇確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）で検索いただくか、お電話にてお問い合わせください。

■問い合わせ 諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22 電話52-1390（自動音声案内）